（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第六条　法第九十九条第二項の政令で定める権限は、法第三条第一項及び第四項、第三条の二第三項並びに第九十八条の二に規定する内閣総理大臣の権限とする。

（消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正）

第二十五条　消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

消費者契約法施行令

第一条の見出し中「消費者契約法」を「法」に改め、同条中「消費者契約法」の下に「（以下「法」という。）」を加える。

第二条（見出しを含む。）中「消費者契約法」を「法」に改める。

本則に次の一条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第三条　法第四十八条の二の政令で定める権限は、法第十三条第一項、第十七条第二項、第十九条第三項、第二十条第三項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項及び第四項から第七項までの規定による権限とする。

（健康増進法施行令の一部改正）

第二十六条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十一条第一項ただし書」を「第三十一条の二ただし書」に改め、「同項に規定する」を削り、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（登録試験機関の登録更新手数料の額）

第六条　法第二十六条の五第二項において準用する法第二十六条の二の政令で定める手数料の額は、十五万九千円とする。

本則に次の二条を加える。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第八条　法第三十五条第三項の政令で定める権限は、法第二十六条第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条の二第二項並びに第三十三条の規定による権限とする。

（地方厚生局長への権限の委任）

第九条　法第三十五条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第三十二条の三第一項及び第二項の規定による権限　法第三十二条の二第一項の規定に違反して表示をした者の主たる事務所の所在地（当該表示をした者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する地方厚生局長

二　法第三十二条の三第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限　法第三十二条の三第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長

（特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十七条　特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十七号）の一部を次のように改正する。

本則に一条を加える改正規定を次のように改める。

第十九条中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める財務局長又は財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第六条の二、第七条、第八条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で訪問販売に係る取引に関するもの　当該販売業者又は役務提供事業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長

二　法第十二条の二、第十四条、第十五条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの　当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を管轄する財務局長又は財務支局長

三　法第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの　当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する財務局長又は財務支局長

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条の三の見出し中「消費者庁長官」を「金融庁長官等」に改め、同条中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十七条第二項の政令で定める権限は、法第六十一条第一項、第六十三条及び第六十四条第一項の規定による権限とする。

第十七条の三を第十八条とする。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第三条の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の　施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則に次の一条を加える。

第三条　特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第四条第十一項及び第十二項の規定による諮問は、次の各号（同項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。）に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一　内閣総理大臣　消費者委員会

二　経済産業大臣　消費経済審議会

三　消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）第十七条の規定による改正後の特定商取引に関する法律第六十七条第一項第六号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣　消費者委員会及び消費経済審議会

（割賦販売法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十八条　割賦販売法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の改正規定の次に次のように加える。

第十七条中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、「含む。）」の下に「、第三十条の五の三第二項及び第三項、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十五条の三の二十一第二項及び第三項、第三十五条の三の三十二第三項及び第四項」を加え、同条を第三十五条とする。

第十六条第六号の改正規定中「から第五項まで」を「及び第三項から第六項まで」に改め、同条第五号の改正規定中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に、「から第六項まで及び第八項」を「、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同号の次に三号を加える改正規定中「第三十五条の三の二十一」を「第三十五条の三の二十一第一項」に、「第三十五条の三の三十二及び」を「第三十五条の三の三十二第一項、第二項及び第五項並びに」に改め、同条第二号の次に一号を加える改正規定中「第三十条の五の三」を「第三十条の五の三第一項」に、「第三十四条の二及び」を「第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに」に改め、同条を第三十三条とする改正規定中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。